



ひと、くらし、みらいのために
長崎労働局
Nagasaki Labour Bureau

受講料
無料

Microsoft Teams
でのオンライン開催

長崎労働局改正法に係る オンラインセミナー

育児・介護休業法 について ＜約60分＞

- ①令和4年4月と10月施行の法改正の各内容
 - ②企業が取り組む内容や留意点
 - ③関連する情報（助成金、雇用保険、くるみん）など
- ※特別相談窓口を開設中です（長崎労働局にて令和5年3月まで）。

パワーハラスメント 対策 ＜約20分＞

- ①パワハラの定義とは？
- ②ハラスメントを起こさないためには？
- ③どういう対策が必要？ など

女性活躍推進法 について ＜約10分＞

令和4年4月から一般事業主行動計画の策定が義務化される、常時雇用する労働者数が101人～300人の事業主に対する説明が中心です。

※令和4年2月に個別相談会を実施する予定です。

開催日時 **令和4(2022)年2月2日(水)** ★締切 **1月27日(木) 17時**
(但し、Teamsの定員上限の**200名**に達し次第、〆切とさせていただきます。)

開催時間 14:00～15:30 ※ログインは13:30から可
対象 長崎県内の企業の人事担当者の方を対象にしています。
申込方法 42roudou@mhlw.go.jp 宛てに申込書を添付してお申し込みください。

長崎労働局のHPからダウンロードいただけます。→

または、裏面にご記入のうえFAXでお申込み後メールにてご案内いたします

その他 **当セミナーの動画は、後日、長崎労働局HP上にアップロードいたします。**

多くの企業様にご参加頂けるように1法人につき1アカウントとさせていただきます。



FAX:095-801-0051

厚生労働省長崎労働局 雇用環境・均等室 宛

この面のみFAXしてください。

「長崎労働局 改正法に係る オンラインセミナー」(2月2日) 参加申込書

項目	記入欄
企業名	
企業所在地	〒
ふりがな ご担当者名	
E-mail (必須)	
電話番号	
その他	

- ☆Web会議の通知メール及び「資料のダウンロード先」等については、前日までにメールにて送らせていただきます。資料（リーフレット等）は事前にダウンロードのうえご準備ください。
- ☆WEB受講はインターネットに接続可能なパソコン、スマートフォン・タブレット（iphone・ipad/アンドロイド）等で受講いただけます。
- ☆事前にWeb版のMicrosoft Teamsのインストールが必要です。（アプリがインストールできない場合はブラウザを使用してください。）
- ☆育児・介護休業法、パワーハラスメント、女性活躍推進法の順で実施いたしますので、途中退出も可能とします（但し、途中参加は不可）。

お問い合わせ先 厚生労働省長崎労働局 雇用環境・均等室（指導班）
TEL:095-801-0050 FAX:095-801-0051